

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月2日
【発行者名】	三井不動産アコモデーションファンド投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 井上 徹
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目4番1号
【事務連絡者氏名】	株式会社三井不動産アコモデーションファンドマネジメント 取締役財務本部長 牧野 辰
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目4番1号
【電話番号】	03-3246-3677
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

本投資法人の主要な関係法人である特定関係法人の異動があったため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 主要な関係法人（特定関係法人）の名称、資本金の額及び関係業務の概要

①名称（特定関係法人）

三井不動産レジデンシャル株式会社
東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号

②資本金の額

40,000百万円（2025年3月31日現在）

③関係業務の概要

不動産の取得、所有、処分及び賃貸他

(2) 異動の理由

第39期（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）の末日から過去3年間において、三井不動産レジデンシャル株式会社との間で本投資法人が不動産の取得の取引の対価として支払いを行った金額の合計額が、同期間中において本投資法人が不動産等（不動産、不動産の賃借権又は地上権をいいます。以下同じです。）及び不動産等を信託する信託の受益権の取得及び譲渡の取引の対価として支払い、及び受領した金額の合計額の20%以上に相当するものであったため、三井不動産レジデンシャル株式会社は特定関係法人（金融商品取引法施行令第29条の3第3項第1号に掲げる取引を行った法人）に該当していましたが、第40期（自 2025年9月1日 至 2026年2月28日）の末日から過去3年間においては当該基準を満たさなくなったため、特定関係法人に該当しないこととなりました。

(3) 異動の年月日

2026年3月1日